

「A重油買入（単契）」仕様書

海上保安学校

1. A重油買入（単契）

2. 契約概要

海上保安学校施設内に所在する各タンクの主燃料（A重油）買入。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 納入場所及び納入施設（別添危険物施設概要図参照）

住所：京都府舞鶴市字長浜2001番地 海上保安学校

- ① 厚生棟ボイラー等設備用タンク（地下タンク貯蔵所）
- ② 第二厚生棟給油設備用タンク（少量危険物貯蔵取扱所）
- ③ 航空支援センター自家発電機用タンク（地下タンク貯蔵所）

5. 規格及び予定数量

- ① 規格 A重油 1種2号 JIS K2205 硫黄分は0.78WT%以下
- ② 買入予定数量（単位：リットル）

	納入場所施設	タンク容量等	予定数量	1回の搭載単位
①	厚生棟	15,000 ℓ	170,000	10,000 程度
②	第二厚生棟	1,950 ℓ × 2 基	40,000	2,000 程度 (ローリー給油)
③	航空支援センター	5,000 ℓ	500	500 程度
		合計	210,500	

6 担当職員

(1) 厚生棟及び航空支援センター（前記①、③）

海上保安学校事務部総務課庶務係長又は庶務係担当者

(2) 第二厚生棟（前記②）

海上保安学校教育訓練部学生課寮係長又は寮係担当者

7. 納入方法等

(1)数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

(2)搭載にあたっては、事前に通知する数量及び納入日時に従い、関係法令を遵守し、流出防止に対する必要な措置に万全を期したうえで行なうこと。

また、搭載数量、納入日時の変更が生じた場合も、これに応じること。

(3)納入数量は、15℃における石油温度密度換算とする。

(4)油の試験性状成績証及び出荷証明書等検査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(5)物価変動その他予想することができない事由等により、契約金額の単価が不相当であると認められる場合は、契約両方で協議してこれを変更するものとする。この場合、変更協議については月1回を原則とする。

8. 代金支払い

支払いは納入月分毎とし、受注者は検査職員による検査合格後、海上保安学校の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校においては受注者から適正な請求書を受理した後、30日以内に受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

9. その他

(1)本仕様書に記載の無い一般事項については、「海上保安学校入札・見積者心得書」による。

(2)本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は担当職員と協議すること。

(3)本件は、令和7年度予算成立を条件とする。

校内図(A重油給油箇所)

